

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

8454

都市計画道路整備事業（県工事負担金）

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備
施策	1	基幹道路網の整備
取組方針	1	重点整備区間道路の整備

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	土木費		
	項	都市計画道路費		
	目	都市計画道路総務費		
	大事業	都市計画道路総務事業		
	中事業	都市計画道路整備事業（県工事負担金）		

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	道路政策課	大浦 啓
事業実施の根拠法令	地方財政法第27条		関連課	435-1328		

1 事業内容

事業目的	（「誰・何」をどういう状態にするための事業か）		全体事業概要			
	和歌山県が道路整備を行う事業		和歌山県施行の都市計画道路事業に対し、市町村負担金（1/6）を支出する			
事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	
	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、南港山東線の整備に対する負担金	

2 事業コスト

事業費等（千円）	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	305,498	623,397	564,998	438,381	698,331	532,033	231,667	0	231,667	0
伸び率（%）	78%	414.2%	84.9%	△29.7%	23.6%	21.4%	△66.8%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	878	878	960	960	967	967	0	0	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	878	878	960	960	967	967	0	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	274,800	561,000	508,300	434,400	694,300	527,400	231,600	0	231,600	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源（税等）	30,698	62,397	56,698	3,981	4,031	4,633	67	0	67	0
所要人数 （人）	正規職員	0.11	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.00	0.00	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	和歌山県施行の都市計画道路事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務 令和元年度【平成31年度】2月補正予算 59,333千円増額									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度
	和歌山県への意見書の提出回数 【和歌山県施行の都市計画道路事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務】	目標値	回	2	2	2	2
実績値			2	3	3		
達成度（%）			100%	150%	150%	%	%
達成度（%）							
都市計画道路の整備進捗率	目標値	千円	305,498	564,998	698,331	231,667	231,667
	実績値		623,397	438,381	532,033		
	達成度（%）		204.1%	77.6%	76.2%	%	%
	達成度（%）						

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	都市計画法第59条で、都市計画道路などの都市計画事業は、原則として市が施行することとされており、県は市が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合に施行することとされています。 本市の長期総合計画による都市計画道路の整備を早期に進めるために、県市で役割分担を行い実施している状況であることから、県施行の都市計画道路事業に係る負担金は現状維持が妥当と考えています。
見直し・改善内容	上記の理由により、見直し・改善内容はありません。